

福岡県公報

平成二十三年三月十一日
第三千二百二十九号
増刊
①

目次

規則(第二号)

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項
ただし書の標準処理日数等を定める規則 (人事課) …… 一

正誤

福岡県議会委員会条例(昭和三十一年九月福岡県条例第三十四号)

中正誤

福岡県議会会議規則(昭和三十一年九月十七日福岡県公報号外)中

正誤

規則

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項ただし書の標準処理日数等を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二号

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項ただし書の標準処理日数等を定める規則

(目的)

第一条 この規則は、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号。以下「条例」という。)第三条第二項ただし書に規定する非常勤職員の標準処理日数等について定めることを目的とする。

(適用除外)

第二条 条例第三条第二項ただし書の規則で定める非常勤職員は、条例第一条第七号に規定する収用委員会のおつせん委員とする。

(対象執務)

第三条 条例第三条第二項ただし書の規定により、標準処理日数により報酬を支給する規則で定める執務は、条例第二条第四号及び第六号から第九号までに掲げる非常勤職員(前条に定めるものを除く。以下「行政委員」という。)がする執務のうち、その所要日数を客観的に確定し又は確認することが困難な執務とする。

(標準処理日数)

第四条 行政委員の月々の標準処理日数は、各行政委員が処理を要する次の各号に掲げる執務の当月件数を基礎に算出する。

一 会議(出張して行うものを含む。)

二 審理・審査(当事者等への審尋を伴うものに限る。)

三 委員会の関与による和解

四 処分書の起草及び推こ(事件を担当する委員に限る。)

五 委員会への意見書の提出

六 裁判所への準備書面の提出(委任による代理行為の場合は除く。)

七 前各号に掲げるもののほかこれらに準ずる執務として総務部長が指定するもの

2 前項各号に掲げる執務処理一件につき計上する標準処理日数は、それぞれ別表(標準処理日数表)のとおりとする。

3 行政委員が第一項各号に掲げる執務の遂行に付随して予備的に行つた検討の執務は、現に執務した日数にかかわらず、前条に規定する執務に含まれるものとみなす。

4 第二項に規定するもののほか、行政委員会の運営に係る諸考案のため、行政委員の任期月毎に一日の標準処理日数を加える。ただし、当該委員が当該月の初日から末日まで行政委員会の活動ができなかったときは、この限りでない。

(支給日数計算書)

第五条 標準処理日数により報酬を支給する行政委員については、委員会の事務局において、毎月支給日数計算書(別記様式)を作成し、五年間保管しなければならない。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

別表（標準処理日数表）

算出基礎とする執務		標準処理日数	標準処理日数を計上する時期
第四条第一号		一日	会議を招集した時
第四条第二号		一日	審理・審査を実施した時
第四条第三号		一日	事件が終了した時
第四条第四号		五日	提出した時
第四条第五号	処分の合議に係るもの	三日	提出した時
	右記以外のもの	一日	
第四条第六号		三日	提出した時
第四条第七号		一日	実施した時

(別記様式)

支給日数計算書 (平成 年 月分)

〇〇〇 委員会	職	
	氏名	
	職員番号	

報酬日額	円
支給日数(C)	日
当月支給額	円

<支給日数の内訳>

(日)

歴日	(A) 実勤務	(B)標準処理日数(規則第4条第1項各号)							規則 第4条 第4項	摘 要
		一号 〔会議〕	二号 〔審尋〕	三号 〔和解〕	四号 〔処分書〕	五号 〔意見書〕	六号 〔裁判書面〕	七号		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計									(C)合計日数	

- ※ (A)の執務は勤務実績のあった日に「1」を記入すること。
- ※ (B)の執務は規則別表において定める標準処理日数を計上する時期に当該日数を記入すること。
- ※ 摘要欄に、(A)の実勤務の内容及び(B)の標準処理日数の算出基礎となった執務内容を記載すること。
(別途スケジュール表等により同旨を確認できる場合は、記載に代え当該資料の添付でもよい。)

昭和 31 ・ 9 ・ 17				発行年月日	
号外				公報 番号	
公告			条例	種類	
			34	番号 同上	
13	11	7	4	ページ	
				上	欄
				下	
1	19	2	14	行	
				備考	
議長は、	漏れ	配付	記載させ、委員長の指名する二人の委員	正	
議長、	洩れ	配布	記載させ、二人の委員	誤	

正
誤